

第33回秋田市都市計画審議会議事録

開催の日時 平成23年8月30日(火) 午後2時～3時

開催の場所 秋田市役所 正庁

委員の定数 20人

出席委員 19人

議 事 議案第1号 一般廃棄物処理場の設置位置について

審 議 日 程

- 1 開 会
- 2 委員出席状況報告
- 3 あいさつ
- 4 公開・非公開の審議
- 5 議事録署名委員の選出
- 6 議 事
- 7 その他
- 8 閉 会

議事

会長

これより審議に入る。
議案第1号一般廃棄物処理施設の設置位置について、幹事から説明をお願いする。

幹事
関係課所室

(議案第1号の内容を説明)

会長

ただいま幹事から説明のあった議案第1号について、何かご質問、ご意見等あるか。

委員

都市計画上支障がないということはわかったが、この廃プラスチック類の搬出入により、どれだけ交通量が増加するのか？ それから、秋田市にはこのようなりサイクル施設がどの程度あるか教えてほしい。

関係課所室

トラックの台数だが、今までは1週間に4回、10トントラックで搬出入していたが、今後は、搬入が10トントラックで1日3台。製品等の出荷で10トントラックが1日2台となる。最大で、1日あたり合計5台増加することになるが、参考までに前面道路の交通量調査を行っており、その結果、1日あたりの交通量は約1800台となっている。1800台に対し、5台の増加であるので、影響は無いと考えている。

また、リサイクル施設であるが、処理量までは把握していないが、この工業団地内において、3社が稼働している。

委員

環境部のほうで定期的に検査などを行っているとのことだが、法律に違反しているようなことはあったものか？

関係課所室

年に1回立ち入り調査を行っている。その中で、法令に違反しているような事実は認められていない。

委員

洗浄などの工程で多量の水を使うようだが、この水は工業用水道を使うのか？ それから、議案書16ページに生物化学処理とあるが、これは必要なものなのか？ もう一つ、今回の能力増加により、雇用は増えるのか？

関係課所室

水については、工業用水を使い、使用量は1日あたり120トンとなっている。

排水処理については、生物化学処理の基準のうち、BODについ

では60 mg/lとなっているが、計画では10 mg/lとなっている。

雇用については、現在社員2名、パート・アルバイト1名の合計3名が雇用されているが、今後は社員4名、パート・アルバイト12名の合計16名になると聞いている。

関係課所室

若干補足する。生物化学処理が必要かという質問であったと思うが、今回処理の対象となるのは、その他の廃プラスチック類ということで、マヨネーズやケチャップのチューブ、カップ麺の容器などが結構含まれているため、生物化学処理が必要になる。また、現在は活性汚泥法を用いた処理となっているが、膜処理併用活性汚泥法で処理されることになるため、BODなどの各種数値は現在の値よりも改善される。説明にもあったが、この排水処理施設については、水質汚濁防止法および秋田県公害防止条例の基準に従っている。

委員

議案書の6ページでは、休憩所の1階部分の面積が25.80㎡と18.11㎡になっているが、10ページでは、1階が25.80㎡、2階が18.11㎡となっている。これはどちらが正しいのか？

関係課所室

議案書6ページは印刷ミスで1段ずれてしまったようだ。正しくは1階部分が25.80㎡、2階部分が18.11㎡である。

会長

他に質問や意見はないか？

では、議案第1号 一般廃棄物処理施設の設置位置については、都市計画上支障なしとしてよろしいか？

委員

異議なし

会長

それでは、議案第1号 一般廃棄物処理施設の設置位置については、都市計画上支障がないことを答申する。

これは、平成23年8月30日に開催された、第33回秋田市都市計画審議会の議事録である。